

15. 「個人情報保護法」

@情報処理Ⅱ

個人情報保護法の概要

「**個人情報の保護に関する法律**」（以下「**個人情報保護法**」）は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向等を受けて、平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行されました。

その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当時は想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、平成29年5月30日に全面施行されました。

平成28年1月1日より、個人情報保護法は個人情報保護委員会が所管し、その適正な取扱いの確保を図るための業務を行っています。

個人情報保護法の目的

個人情報保護法は、

①個人情報の有用性

（個人情報を適正にかつ効果的に活用すると、社会を発展させ国民生活を豊かにすることにつながる）に配慮しながら、

②個人ひとりひとりの権利や利益を保護する

ことを目標としています。

この2つのバランスを調整するのが個人情報保護法の目的です。

個人情報保護法での用語の定義

・ 個人情報

「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされています。

個人情報保護法での用語の定義

- ・ **個人データ**

個人情報データベース等を構成する個人情報のことです。

- ・ **個人情報取扱事業者**

個人情報データベース等を事業の用に供している者で、国や地方公共団体等および個人情報の量が過去6ヶ月以内に5000人分以下のものは除くとしています。

個人情報保護法での用語の定義

- ・ **保有個人データ**

個人情報取扱事業者が開示，訂正等の権限を有する個人データです。

すなわち，保有個人データに関しては，本人から請求があったときには，訂正や削除をする責任を持つことになります。

「個人情報」と「プライバシー」

一般に個人情報は以下のように区分されます。

- ・ **公知情報**

氏名や住所など、**日常的に公表**しているもの

- ・ **非公知情報**

職業や学歴など、あえて秘密にはしないが、**広くは知られたくない**もの

- ・ **機微情報**

思想、宗教、病歴、犯罪歴など、**秘密にしたいもの**（**センシティブ情報**）

「個人情報」と「プライバシー」

個人情報に似た概念に「**プライバシー**」があります。

プライバシーとは、そもそも「**他人から個人の静穏を侵害されない自由**」という概念でしたが、最近では「**個人情報へのアクセスをコントロールする権利**」であると認識されるようになり、個人情報保護と近くなってきました。

プライバシー保護では、芸能スキャンダルのような**個人により異なる情報を対象**にしているのに対して、個人情報保護では**多数の人に共通する情報を対象**にしている傾向があります。

しかし、プライバシーの概念が個人情報と似てきましたので、通常の場合は、**あえて区別する必要はない**と思います。

個人情報取扱事業者の義務等

- 利用目的の**特定**，利用目的による**制限**（個人情報）
- **適正な取得**，取得に際しての**利用目的の通知等**（個人情報）
- データ内容の**正確性の確保**（個人データ）
- 安全管理措置，従業者・委託先の**監督**（個人データ）
- **第三者提供の制限**（個人データ）
- 公表等，開示，訂正等，利用停止等（保有個人データ）
- 苦情の処理（個人情報全般）

O E C D 8 原則

- ・ **目的明確化の原則**

収集目的を明確にし，データ利用は収集目的に合致するべき

- ・ **利用制限の原則**

データ主体の同意がある場合，法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない

- ・ **収集制限の原則**

適法・公正な手段により，かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき

- ・ **データ内容の原則**

利用目的に沿ったもので，かつ，正確，完全，最新であるべき

O E C D 8 原則

- ・ **安全保護の原則**

合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき

- ・ **公開の原則**

データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき

- ・ **個人参加の原則**

自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申立を保証するべき

- ・ **責任の原則**

管理者は諸原則実施の責任を有する

各省庁の「個人情報保護法ガイドライン」

個人情報取扱事業者には、多様な業種・業態があり、それぞれ取扱う個人情報も異なるし、重視するべき観点、具体的な手段も異なります。

そのため、個人情報保護法および政府の「**個人情報の保護に関する基本方針**」などに基づいて、

経済産業省では「**個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン**」、厚生労働省では「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン**」、金融庁では「**金融分野における個人情報保護に関するガイドライン**」というように、各省庁が所轄の分野でのガイドラインを策定しています。